

千葉県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年7月31日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サンテ	千葉市中央区都町1 -47-23	サンテ薬局	千葉市中央区都町1 -47-23	令和2年7月1日
株式会社サンテ	千葉市中央区都町1 -47-23	あすみ薬局	千葉市緑区あすみが 丘2-35-2	令和2年7月1日
株式会社サンテ	千葉市中央区都町1 -47-23	あすみが丘薬局	千葉市緑区あすみが 丘3-5-1	令和2年7月1日
株式会社サンテ	千葉市中央区都町1 -47-23	あすみが丘東薬局	千葉市緑区あすみが 丘東1-20-9	令和2年7月1日